

(その1)

# 解散

R 2. / 2. 3 /

## 収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

※該当箇所に  すること。

(ふりがな)

しんせいじけいざいけんきゅうかい

1 政治団体の名称 新政治経済研究会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-9-8  
パレロワイヤル永田町901号

3 代表者の氏名 海部 俊樹

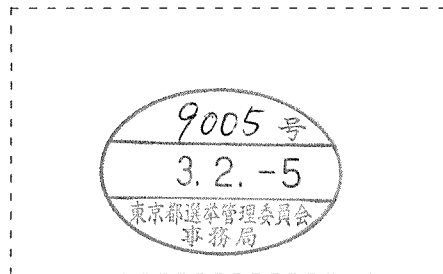
4 会計責任者の氏名 長谷川 倫秀

5 令和 2 年分

団体コード	1	5	1	0	6	3	3	9	2	0	0	0	1	1
前年繰越額	2,785 円													

事務担当者の氏名 長谷川 倫秀

電話番号 03-2581-7811



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国 (2都道府県以上)	

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類 _____ (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>海部 俊樹</u>	
公職の種類 <u>衆議院議員</u> (現・候)	

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 / 月 / 日

政治団体の名称 新政治経済研究会

会計責任者の氏名 長谷川倫彦



-----  
(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名

海部俊樹



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

登録政治資金監査人 白木 公明

登録番号 1554 号

100





政治資金監査報告書

令和3年1月11日

新政治経済研究会

代表 海部 俊樹 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第 1554



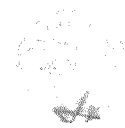
研修了年月日

平成21年11月27日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新政治経済研究会の令和2年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
  - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
  - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、効率的な実施のため、監査人の所属する愛知県一宮市三条字臺北58-1の明邦税理士法人の事務所内において行った。
- 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該

なお、政治資金監査の対象期間においては、新政治経済研究会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書および振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。





国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

新政治経済研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、新政治経済研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

